

議第87号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 5月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項第3号中「ア又はイ」を「次」に改め、同号ア中「イ」の右に「又はウ」を加え、「の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、「属する一般被保険者が属する世帯」の右に「であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「得た数」の右に「及び特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第14条の7第1項第3号中「ア又はイ」を「次」に改め、同号ア中「イ」の右に「又はウ」を、「得た数」の右に「及び特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

附則第3項（見出しを含む。）中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、平成25年度分の保険料から適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、被保険者が後期高齢者医療制度に移行した場合の保険料の軽減措置を講じる期間を延長する等の必要があるので提案する。